

報告第3号

専決処分の報告（読谷村内私有地での道路反射鏡による車両損傷の和解及び損害賠償）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告します。

令和6年2月6日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり読谷村内私有地での道路反射鏡による車両損傷の和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分とする。

1 相手方 住所 読谷村 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]

2 損害賠償額 217,327円

3 概要 別紙事故報告書のとおり

令和5年12月22日

読谷村長 石嶺 傳實

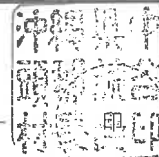
事故報告書

発 生 日 時	令和5年8月2日（水曜日） 正午頃
発 生 場 所	読谷村内私有地
状 況	<p>令和5年8月2日正午頃、読谷村内私有地において村が管理する道路反射鏡が令和5年台風第6号に伴う暴風で倒れ、駐車している車両に当たり、車体の右側面に凹みや傷の損傷を加える損害を与えた。</p> <p>被害者とは調整の結果、令和5年12月22日賠償金支払いで示談。</p> <p>事故があった場所の状況としては事故後に修繕を行うことにより改善されている。</p>

## 示談書

2023 年 12 月 22 日

第一当事者 (甲)	氏名 読谷村長 石嶺 傳 實 住所 沖縄 都道 府県 中頭郡 読谷村字座喜味2901番地
--------------	---



第二当事者 (乙)	氏名 [Redacted] 住所 沖縄 都道 府県 中頭郡 読谷村 [Redacted]
--------------	---

事故発生日時	2023 年 8 月 2 日 午前 0 時 0 分
事故発生場所	沖縄 都道 府県 中頭郡 読谷村 [Redacted]
事故の原因 状況結果	上記日時、場所にて読谷村が管理する道路反射鏡が令和5年台風第6号に伴う暴風で倒れ、駐車している車両に当たり、車体の右側面に凹みや傷の損傷を加える損害を与えた。以下余白。
示談の内容	甲は乙に対し、本件に関する一切の損害賠償金として、板金修理費用(金129,327円)及び代車費用(金88,000円)を板金修理請負者の有限会社読谷整備工場及び代車請負者の株式会社ソニックオートモビルの指定口座にそれぞれ支払う。なお、本件示談の他、甲、乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。以下余白。

9115083380901 20230801 3586



311111-2312071-0000012-04-01 0000009